

リカードウ『原理』第27章の研究*

佐藤 滋 正

本稿は、リカードウ『原理』第27章「通貨と銀行について」を検討したものである。イングランド銀行券の兌換再開をめぐる“地金論争”に端を発した“通貨・銀行論”は、“価値・資本蓄積論”と並ぶ生涯にわたるリカードウの中心テーマであった。第2～4節で解説を試み、「通貨の原理」を構成する諸概念、「よく規制された紙幣」の制度形成、金銀の鑄造比率と市場比率の乖差を通しての「本位」の動態的決定論、が析出された。第5節では、リカードウ通貨論はスミスとともに“貨幣数量説”とは一線を画していること、「鑄造手数料」の例示に見られるように「国家」が紙券の名目的価値の根拠となっていること、リカードウには経済主体に外的選択規準を与え「経済」事象を顕現させる「法」的な領域が固有に存在していること、が考察された。

キーワード：スミス セイ 鑄造手数料 規制された紙幣 金本位制

目次

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 第1節 はじめに | 4) 紙券論における謬説 |
| 第2節 通貨の原理 | 第4節 本位制の問題 |
| 1) 「貨幣の価値」と「貨幣の量」 | 1) 金銀複本位制の生成 |
| 2) 鑄造手数料 | 2) 本位を決めるもの |
| 3) 「量の制限の原理」と紙券 | 3) 本位をめぐる謬説 |
| 4) 「量の制限の原理」をめぐる謬説 | 4) 兌換制の再開に向かって |
| 第3節 紙券通貨制度の形成 | 第5節 小括——第27章の理論的考察 |
| 1) 紙券と地金のリンク | 1) 「流通の一般的媒介物」としての貨幣 |
| 2) システムとしての兌換制の構築 | 2) 国家・鑄造手数料・紙券 |
| 3) 政府紙幣の利点 | 3) リカードウにおける「法」と「経済」 |

*本稿は、平成18、19年度科学研究費補助金基盤研究(C)「日本のリカードウ研究史——比較史的視点を交えて」課題番号18530146(研究分担者)による研究成果の一部である。

第1節 はじめに

リカードウの『経済学および課税の原理』（以下『原理』と略称）第3版（1821年）の第27章は、「通貨と銀行について On Currency and Banks」と題されている¹⁾。同章は、農業を投資順位の第一位とするスミスを批判した第26章（「総収入と純収入について」）と、やはりスミスを批判して富国では穀物価格は高くなると主張した第28章（「富国と貧国における金・穀物・労働の比較価値について」）との間に挟まれた、分量的には第1章、第32章、第16章に次ぐ大きな章である。第27章はまた、『原理』初版（1817年）に対して第2版（1819年）で大幅な加筆・修正がおこなわれた数少ない章の一つである。すなわち、『経済的でしかも安全な通貨のための提案』（1816年）から長文の引用が追加されたために叙述分量が1/4近く膨らんでおり、またセイに言及した3つの注がすべて消去される等、小さくない変更がおこなわれている²⁾。

通貨問題は、言うまでもなくリカードウが経済問題の論客として名前を知られるようになったデビュー・テーマである。リカードウが直面したのは、兌換停止期（1797～1821年）に生じたイングランド銀行券の過剰な流通であった。すなわち、1797年2月にニューカッスルの地方銀行で生じた取り付け騒ぎは数日のうちに主要都市に波及し、一日に10万ポンド単位でのイングランド銀行からの金のひき出しに直面して、政府（ピット首相）は直ちにイングランド銀行が正貨（金）との兌換を拒否できる緊急勅令を公布した。パニックはほどなく収まったが同法は1821年まで24年間廃止されず、この間、イングランド銀行券は激増し、金の市場価格（地金価格）の高騰と為替相場の逆調をもたらした³⁾。これに対してリカ

- 1) 本稿では、リカードウからの引用は、P.スラッファ編『デイヴィッド・リカードウ全集』（Ricardo,1951～73）からおこない、引用に際しては引用頁を（I,xxx）のように略記して示すことにする。またスミス『国富論』（Smith,1976 [1776]）については篇・章・頁を（WN,II-2,xxx）のように、ビュキャナン版『国富論』（Smith,1814）については巻・頁を（Buchanan,I,xxx）のように、セイ『経済学概論』（Say,1814,1817,1819）については版・巻・頁と『セイ全集I』（Say,2006）の頁を（Say,2^{ed.}.t.1,xxx<xxx>）のように、また仏語訳『原理』へのセイの註（Say,1819）については（Say,notes,xxx）のようにそれぞれ略記し、リカードウが『原理』でも引用しているばあいには（WN,II-2,xxx；I,xxx）のように並記して、いずれも本文中に挿入して示すことにする。尚、斜線（/）は行替えを、点線（……）は中略を、傍点（´´´）は原著者の強調を示し、それ以外の強調符（°°°）、アンダーラインおよび〔 〕は、すべて筆者のものである。
- 2) 『原理』第2版で初版に加えられた改訂については、リカードウ自身が「少数の非常に些細な変更」「重要でない変更」（VII,331）と述べたためでもあろうか、スラッファも異同については、第1章の5つの節区分以外にはほとんど注目しておらず、第27章については言及すらしていない（cf. I, I～liii）。
- 3) リカードウの『地金の高い価格』第4版「付録」（1811年）から数値を抜き出して記しておこう。1798年から1809年の間に、イングランド銀行券の流通額は1300万ポンドから1900万ポンドに増加し、これと並行して金1オンスの平均価格は3ポンド17シリング10 1/2ペンスの鑄造価格をおよそ17%超過して4ポンド10シリングにまで高騰し、通貨の減価もほぼ15%に達した（cf. III,121～124）。尚、兌換停止が24年間にもわたって継続したことに関しては、イングランド銀行の通貨管理責任への無自覚が非難されるが、しかし同時に、戦時下においては貨幣供給抑制を回避しようとする国家心理が潜在的に働いていたことも斟酌されねばなるまい。この時代のより詳細については、フィーヴィーイヤーを参考されたい（Feavearyear (1963) pp.173～230：訳189～245頁）。

ードウは、「金の価格」(1809年)、『地金の高い価格』(1810年)、『ボウズンキト氏の「地金委員会報告書についての実際的考察」への回答』(1811年)、さらに上記の『経済的で安全な通貨案』へと続く一連の著作において、イングランド銀行券の縮減とそれを実現させるための兌換再開の必要性を説いたのであった。第27章の冒頭でリカードウが、「通貨の真実の原理」についてはすでに「非常に多くのことが書かれてきた」から、ここ(第27章)では「通貨の量と価値を規制する一般的法則」を簡略に概観するだけに止めておこうと書いたのは、こうした自らの先行研究を念頭に置いてのことであった⁴⁾。

他方リカードウは、1813年夏頃からマルサスとの間で「資本の増加と利潤率のあいだの関係」の問題を議論し始め、「穀物法論争期」(1814～5年)の『利潤についての試論』(1815年)から『原理』諸版(1817、19、21年)、そして『農業保護論』(1822年)を経て遺稿「絶対価値と交換価値」(1823年)へと、「価値論」を基礎とする“資本蓄積論”に自らの研究対象の方向を大きく転回させていった⁵⁾。とはいえこれと並行して、『原理』以後にもリカードウは、「公債制度論」(1820年)や『国立銀行設立試案』(1824年)のような金融・財政問題の論稿を執筆し続けており、“通貨・銀行論”は“価値・資本蓄積論”と並んで、リカードウの生涯にわたる中心テーマであり続けたのであった。

本稿は『原理』第27章に内在し、精読を通じてその理論的意義の摘出を目ざしたものである。もとより“通貨・銀行論”は、“価値・資本蓄積論”と不可分の関係にある。「価値」概念は「貨幣」概念抜きには展開されえないし、一国の「資本蓄積」構造を決定づける投資は価値の「貨幣」表現である「価格」を指標としておこなわれるからである。またこの点は本稿第5節でも触れることだが、リカードウは、一国内と違って諸国間での諸商品の相対価値の調整は「人口」(労働)や「資本」の移動によってではなく「金銀」の移動によっておこなわれると述べて、「一般的媒介物」としての「貨幣」の重要性を強調していたことも注目される(cf. I, 133～7)。第27章は、「経済学の原理」におけるまさに中軸的な位置を占めているのである。以下、第2節～第4節で解説を試み、第5節で若干の理論的考察をおこなおう。

4) 「通貨についてはすでに非常に多くのことが書かれてきたから、そのような主題に注意を寄せる人々のうち偏見をもつ者を除けば、誰もその真実の原理に無知な者はいない。それゆえ私は、通貨の量と価値を規制する一般的法則のいくつかの簡略な概観をおこなうだけにしよう。」(I, 352)

5) 後期リカードウが辿った理論的軌跡については、さしあたり『リカードウ全集』中のスラッフアの諸注記(IV, 3～4、I, xiii～lx、IV, 203～5、358～360)、および中村廣治(2002～3)を参照されたい。

第2節 通貨の原理

1) 「貨幣の価値」と「貨幣の量」

第27章の冒頭でリカードは、“通貨論”の諸命題を叩きつけるように書きつけていく。まず、「金」と「銀」はそれをもたらすのに必要な「労働の量」に比例して「価値」があり、金が銀より15倍高価なのは金を獲得するために銀よりも15倍多くの労働が必要だからだ、と述べる。ついで、このようにして価値が決まる「金銀」が「貨幣」として使用されるとき、一国で使用される「貨幣量」は「貨幣価値」に依存しなければならず、諸商品の「流通」のために金が使用されるばあいには銀が使用されるばあいの15分の1の量だけが要求されるだろう、と言う(I,352)。そして、次のように続ける。

「流通は決して溢れるほど豊富ではありえない。というのは、その価値を減少させることによってあなたは同じ比率でその量を増加させるだろうし、その価値を増加させることによってその量を減少させるだろうからである。」(ibid.)⁶⁾

この一節は、「流通は豊富でない」ことを説いたものであって「流通が豊富である」ことを説いたものではない。つまり、流通の“限界”を説いたものであって、流通を構成する通貨は量の増加が価値の減少によって相殺されるから流通から溢れ出ることはないという流通上の通貨の“無制限”を説いたものではない。1つ前のパラグラフで述べられたように、「流通」のために必要な「貨幣量」は「貨幣価値」によって与えられるから、もし価値の大きな金を使用されるならば「あなた」はその量を減少させ、価値の小さな銀が使用されるならばその量を増加させることによって「流通は決して溢れることはない」、したがって逆に、もしこの“調節”が不調ならば、通貨は“過剰”となり「流通」から溢れ出てしまう、「流

6) 『全集』版では、引用文の「流通は決して溢れるほど豊富ではありえない A circulation can never be so abundant as to overflow」中の「流通」という語を「通貨」と解し、通貨の価値の増減は通貨の量の減増によって調節されるから「通貨は決して溢れるほど豊富になることはありえない」と訳出している。とはいえ、例えば『地金の高い価格』の以下の文章にも見られるように、リカードには“金銀・紙券(通貨)によって構成される流通”という概念が存在しており、そしてこの「流通」から「通貨」が溢れ出るという記述も存在している。「流通は決して過剰満杯にはなりえない The circulation can never be over-full. もし流通が金銀から成るものならば、その量におけるどのような増加も世界中に拡散されるだろう。もし流通が紙券から成るものならば、それは、紙券が発行される国でのみ普及するだろう。そのばあい、価格へのその影響は、外国の購買者には為替による補償がなされるから、地域的で名目的なだけだろう」(Ⅲ,91~2)。「流通」はいわば“舞台”であり「通貨」は“役者”である。舞台は役者の数に応じて拡張されうるにしても、そこには自ずと限界があるだろう。また『ポウズンキト氏への回答』でもリカードは、イングランド銀行によって「強制された紙券流通」は為替を低下させるという文脈で、「流通の豊富 abundance of the circulation は減価をもたらさないだろうか？」(Ⅲ,214)と、「流通の豊富」の有限性を指摘している。本稿は問題の文章を、「流通は通貨が溢れかえるほど豊富ではない」と解釈し、そのまま「流通」と訳しておいた。

通は貨幣が溢れかえるほど無尽蔵に豊富ではない」、と読み取りうるのである⁷⁾。

このように読み取らないと、リカードウが引用文の末尾に付したJ.-B.セイの引用注が理解不能となるだろう。リカードウは、セイの『経済学概論』第2版(1814年)から2つの文章を抜き出し参照を求めている。すなわち、金銀には一定の需要が確立され、「必要な量」以上に輸入される「金銀」は「休眠した価値」になると述べた一節と、使用できる以上に導入された馬車が馬車小屋で不使用になり「価値を眠らせる」のと同様に、「通貨」への欲求にはある一定の限度がある、と述べた一節の要約引用である。いずれも、流通から溢れ出る通貨に言及したものである⁸⁾。

リカードウにおいては、「貨幣の量」が「貨幣の価値」を規制するのではなくて、「貨幣の価値」が「貨幣の量」を規制するのである。そうして、「貨幣の価値」は「国家」との関連で新しい理論的局面を展開させる。

2) 鑄造手数料

「鑄造手数料 seignorage (seigniorage)」は、鉱山採掘料や印税のロイヤルティと同様に国王の君主権に属する“貨幣鑄造税”のことである。国家はコインの鑄造権を独占し、鑄造上

- 7) 本稿のこのような読解は、従来の解釈とは異なっている。例えば中村廣治は当該箇所を、「通貨は溢流するほど豊富にはなりえない。というのは、通貨価値を減ずることによって同じ比率で通貨量は増えるし、通貨価値を増やすことによってその量が減るであろうから」と訳出し、この一文を、「通貨は溢流しない=流通内に常にとどまる(貨幣は流通手段以外ではありえない)し、(文脈上)不足することもない」と解釈し、「この貨幣数量説の論理」が第27章冒頭の金銀価値の「投下労働量」規定の「系であるかのように述べられる」と、その「強引」さを難じている(中村(1999)65頁)。解釈の分かれは、リカードウが「貨幣数量説」を脱却していたかどうかの評価に関連するだろう。この点で新井栄二(1998)は、『経済的で安全な通貨案』と『原理』における「貨幣価値が貨幣量を規定する」という記述に着目し、ここにリカードウの“貨幣数量説”脱却の起点を見いだしている。
- 8) セイの『経済学概論』(第2版)第一篇第17章第1節からの引用文は、以下の2つである。「それゆえ金銀の使用は、あちこちでこの商品にたいする一定の需要を確立する。そしてその国がこの需要を満たすために必要な量をもっているときには、それ以上に輸入されるものはまったく求められていないので、その所持者には負荷となる休眠した価値 *valeurs dormantes* を形成するのである」(Say, 2^eéd., t.1, 187 <290~1>; I, 352)。「一国の国内交通と富の状態が1000台の各種の馬車を絶えず使用すると仮定し、また何らかの商業政策によって年々壊れるよりも多くの馬車を導入し年末には1000台に代わって1500台が存在するようになると仮定するならば、その後500台の馬車は様々な馬車小屋で不使用になり、馬車の所有者は価値を眠らせることになるのは明らかではないか? ……/この馬車について言えることは通貨 *numéraire* についても言えることである。通貨への人の欲求は、ある程度に限られている」(Say, 2^eéd., t.1, 196 <301>; cf. I, 352)。セイは『概論』第3版(1817年)では、これらの文章を、表記上のわずかなものを除いて変更していない(Say, 3^eéd., t.1, 183 ~ 4 <290~1>, 192 <301>)。また仏語訳『原理』(1819年)の当該箇所にもセイは特に註を付けていない(Say, notes, 232~3)。しかし第4版(1819年)では前の文章を、「通貨が過剰であれば、その価値は他の諸商品に比べて低下し、そこでそれは遠くに送り出され、その国で獲得できる以上の価値を獲得できるだろう。もし人がそれを強いて留めるならば、その所有者には負荷となる素材を強いて確保させることになるだろう」(Say, 4^eéd., t.1, 196 <294>)と、過剰な通貨の「量」が「価値」を低下させるかのような文章に書き変えている。リカードウは『原理』第2版(1819年)で、セイのこの引用注をすべて削除している。

の「手数」を理由にして鑄貨価値を地金価値以上にひき上げて「鑄造手数料」を徴集することができる⁹⁾。この「鑄造手数料」は名目的なものだが、スミスはこれを、板金（地金）を鑄貨に加工する「細工」の労働によって根拠づけた¹⁰⁾。リカードウもまた「鑄造手数料」を、ひとまずはスミスと同様に、鑄造貨幣を獲得するための「より大きな労働量」によっていわば“実質的”に根拠づけている¹¹⁾。とはいえリカードウの視線は、むしろ「鑄造手数料」の“名目的”本質の方向に延びており、以下の引用に見られるように、国家が鑄貨の量を制限しさえすれば「鑄造手数料」はほとんど無制限にひき上げられうる、とさえ言っている。

「国家が単独で鑄造している間は、この鑄造手数料の賦課には何の制限もありえない。というのは、鑄貨の量を制限することによって鑄造手数料はどんな考えうる価値にまでもひき上げられうるからである。」(I,353)¹²⁾

国家は、鑄貨量を制限することによって鑄貨価値をひき上げ地金価値を超える鑄貨価値から鑄造手数料を徴収することができる。それは、削り取りにもかかわらず「悪鑄」が地金価値以上の鑄貨価値で通用するのと同様である。リカードウは、鑄貨が貨幣として「価値」を付与されるまさにその創発地点を凝視しているのである。そこでは、何ら「地金」を含まず「内在的価値」がゼロでしたがって全価値が鑄造手数料とみなされる紙幣が、何故「価値」をもって流通するのかという疑問を解く鍵が与えられている。

「紙幣が流通するのは、この原理の上でのことである。紙幣に対する全賦課は鑄造手数料とみなされよう。紙幣は何ら内在的価値をもたないけれど、それにもかかわらずその交換価値は、その量を制限することによって鑄貨もしくは鑄貨中の地金の等しい称呼と同じ大きさ

9) 「国立銀行案」の原形が示されたとして有名な1815年9月10日付のマルサス宛書簡でリカードウは、“seignorage”を「君主権」の意味で使用している。「私は、紙幣の発行は排他的に国家に属する特権と考えざるをえません。——私はそれをある種の君主権 seignorage とみなしており、もし通貨の諸原理が正しく理解されるならば、一切の行政的管理から独立し・単一の紙幣発行者であるべき・委員が指名されるだろうと確信しています」(VI,268)。尚、『原理』第3版(1821年)でリカードウは、第27章に出てくる「国家」という語をすべて“state”から“State”に書き改めている。より領邦的で分権的なニュアンスをもつ小文字の「国家」から、より抽象的で集権的なニュアンスをもつ大文字の「国家」への置き換えということであろうか。

10) 「金銀の鑄造への小さな鑄造手数料あるいは税賦課は、多分、地金としての金銀に対する鑄貨としての金銀の優越性をなお一層増加させるだろう。……それは、細工 fashion が板金の価値を細工の価格に比例して増加させるのと同じ理由によるものである。」(WN, I -5,62)

11) 「もし国家が鑄造に対して鑄造手数料を課すならば、貨幣の鑄造片は金属の未鑄造片の価値を、賦課された全鑄造手数料だけ一般に超過するだろう。なぜならば、それを獲得するためにより大きな労働量、あるいは同じことだが、より大きな労働量の生産物価値を要するだろうからである。」(I,353)

12) とすると、「鑄造手数料」の「より大きな労働量」による“実質的”な根拠づけと“名目的”な根拠づけとの整合性が問題になる。これについて中村廣治は、「より大きな労働量」とは国家が鑄造の際に費やした「労働量」ではなくて債務者が支払義務を負わされた鑄貨獲得に費やさねばならぬ「労働量」であると解釈している(中村(1999)66頁)。そもそも、「国家が労働する」という表現は、比喩以上のものではありえないだろう。「鑄造手数料」の“名目的”な本質を語り出すという点で、本稿もまたこの解釈を採る。

なのである。また同じ原理の上で、すなわち鑄貨量の制限によって、悪鑄が、それが実際に含む金属量の価値ではなく、もしそれが合法の量目と品位ならばもつはずの価値で、流通するだろう。」(ibid.)¹³⁾

「紙幣」は、「その量を制限すること」によって「称呼 denomination」価値で通用する点で、「悪鑄 debased coin」と同等視可能なのである。悪鑄は通貨の品位を低下させる。しかし、「ブリテンの鑄貨史」において「通貨は決してその品位低下と同じ割合で減価しなかった」。品位の低下が鑄貨量の減少によって相殺されたからである。ここに、通貨における「量の制限」の「原理」の所在が確認できる。こうリカードウは論を進めていくのである (ibid.)¹⁴⁾。

3) 「量の制限の原理」と紙券

リカードウは『原理』第2版で、「紙幣を発行するに際して、量の制限の原理に伴う諸効果を十分に印象にとどめることよりも重要なことはない」(ibid.) という文章で始まる一つのパラグラフを、マカアロクの勧めに応じて新設した¹⁵⁾。そのパラグラフでリカードウは、「量の制限の原理」を強調するとともに、貨幣数量が金価格や為替相場に影響を与えることについてのイングランド銀行理事や大臣の無理解を非難している¹⁶⁾。

現下の最大の問題は、通貨の発行権が国家に集中しておらず、イングランド銀行が銀行券

13) 『全集』版は、この引用文中の「紙幣に対する全賦課 the whole charge for paper money」という語を「紙幣の全製作費」と解し、「紙幣の全製作費は鑄造手数料とみなされよう」と意識している。しかしその訳では、「鑄造手数料」はスミスの「細工」論の“実質的”根拠づけの枠内に閉じ込められてしまうだろう。むしろここでは、「紙幣に対する全賦課」と直訳して「賦課」＝「紙幣の数量制限」を暗示し、リカードウが語る「鑄造手数料」の“名目的”な本質を含意させるべきではないか。この箇所については中村廣治も、「紙幣の全費用 (whole charge = 発行者以外の人々が紙幣入手に要する費用 = 価値) は、造幣料と考えてよい」(中村(1999) 66頁)と訳出しており、本稿と問題意識を共有している。尚、紙幣が内在的価値ゼロ (= 全価値額が鑄造手数料) であることへのリカードウの注目は、『ボウズンキト氏への回答』の中にも、次のように認めることができる。「イングランド銀行券は、この銀行券が造られている材料である紙片より外の内在的価値はもっていない。同銀行券は、鑄造手数料がその全価値額に上る法外に大きな1枚の貨幣と考えることができる。」(Ⅲ,223)

14) リカードウはこのパラグラフの末尾に注を付けて、「私が金鑄貨について言うことは何であれ銀鑄貨にも同等に適用される。しかし、あらゆるばあい両者に言及する必要はない」(Ⅰ,353)と言っている。現行の「金本位制」を所与としつつも、リカードウが金銀をあくまでも等距離に置いて眺めようとしていたことは記憶に留められねばならない。

15) マカアロクは1818年12月16日付のリカードウ宛書簡で、次のように勧めている。「私は、通貨と銀行に関する章の導入の部分に拡張すべきだと思います。——3~4頁のスペースで、『経済的通貨』に関するあなたのとてもすぐれたパンフレットの最初の部分の内容を書き入れるとよいでしょう——また私は、制限の原理に関してすこし拡大するのがよいと思います。」(Ⅶ,353)

16) 『「地金報告書」に対する評注』(1810年10月頃執筆)でリカードウは、イングランド銀行理事や大臣の「誤りの源泉」が、兌換とは紙幣受取の強制であり強制がなければ紙幣過剰は生じないはずだという誤った推論にあることを、以下のように記している。「彼らによれば、もし誰もその意志に反して紙幣を受け取らなくてもよければ、紙幣通貨は過剰になるはずがない。彼らは、一定量の通貨は一定量の商業と支払いによって使用されるのでありそれ以上には使用されえない、という見解であるに違いない。すなわち、通貨価値を減価させることによって同一商業が追加量を使用する、とは考えないのである。」(Ⅲ,362)

を発行する「同等の力 power」をもっているために、「量の制限の原理」が脅かされていることである。「鑄貨」のばあいには、品位低下は地金量の減少と結びつくから、「量の制限の原理」は自ずと起動する。しかし「紙券」のばあいには、含まれる地金がゼロであるために金銀量との関連がゼロであり、したがって「量の制限の原理」はほとんど無制限に踏み越えられてしまう。とすると、国家の管掌に属する鑄貨と同様、銀行が発行する紙幣にもまた、何らかの「量の制限の原理」が組み込まれねばなるまい。紙券を、地金の価値と結びつける新しい仕組みが必要である。

「これらの諸原理において、紙幣はその価値を保証するために正貨 specie で支払われることが必ずしも必要ないということが解るだろう。本位 standard であると宣言されている金属の価値に応じてその量が規制されるべきだ、ということだけが必要なのである。もし本位が一定の量目と純度の金ならば、紙券は金の価値における低下ごとに、あるいはその結果において同じことだが財貨の価格の上昇ごとに、増加するだろう。」(I,354)

もし「一定の量目と純度の金」が「本位」であるならば、紙幣は金価値の低下ごとにその「量」が増加されねばならない、とリカードウは言う。リカードウは、内在的価値ゼロの紙券があたかも「本位」金属によって規制されるかのような、いわば仮構的な通貨システムを語り出すのである¹⁷⁾。

4) 「量の制限の原理」をめぐる謬説

しかしながら、「量の制限の原理」は、これまで明確に把握されてきたとは言えない。スミスは『国富論』で、「イングランド銀行はあまりにも大きな紙券の量を発行した」ので「超過分 excess」の還流をもたらし、イングランド銀行は4ポンドで購入した地金を鑄貨に鑄造して3ポンド17シリング10 1/2ペンスで売り渡さなければならないから多額の失費を被った、と述べている(I,354～5; WN, II-2,302)。スミスには、紙券が過剰発行されているという認識はある。しかし、「持ち込まれた紙券を再発行しないこと」が必要だとは考えられておらず、失費の原因はもっぱら鑄造価格を上回る地金価格という兌換の“逆ざや”状態に求められてしまっている。リカードウは、もし「持ち込まれた紙券を再発行しない」ならば「イングランド銀行へのすべての請求は止んだだろう」と、目ざすべき解決方向を指摘する(I,355)。

17) リカードウの「本位」について千賀重義は、どのような商品も価値変動を免れえず本位たりえないのだが、通貨にとって本位商品の使用は不可欠であり、したがっていったん本位が選択されたならばその「不変」を前提するというのがリカードウの立場だったと、本位の本質的な仮構性に切り込んでいる(千賀重義(1993)54～6頁)。またこの点でバーンスタインの、「イングランド銀行は、今日の言葉で言えばバーチャルな金本位制の制約のもとで業務を運営すべきだったのだ。リカードウは1816年に発表された地金の高価格について論じた小冊子で、この見地を強く是認している」(Bernstein (2000) p.212: 訳262頁)という評言も、問題触発的である。

ビュキャナンに至っては、紙券の過剰発行というスミスが認識していた事実は頭から否定されてしまっている¹⁸⁾。通貨磨損による地金価格高騰の下では、イングランド銀行に紙券を持って行って新鑄造のギニー金貨を引き出し、それを割高の地金に溶解してイングランド銀行に売れば当初よりも多くの紙券が獲得され、「簡単かつ確実な利潤が紙券と正貨との不連続の相互交換 interchange から生じる」から、「銀行券に対して貨幣を支払う義務を解除する」以外に失費を免れる術はない、と結論づけてしまうのである。ビュキャナンもまた、「紙券を再発行しない」という発想はまったくもっておらず、「ギニー金貨を獲得すること」¹⁹⁾が自明の前提になってしまっている (I, 355 ~ 6)。ビュキャナンの兌換停止の主張は全通貨の価値を磨損通貨の水準にまで押し下げようとするものだが、通貨量を減少させれば全通貨は良貨の価値水準にまでつり上げることができるのではないかと、トリカードウは応酬する (I, 356)。

さらにリカードウは、アメリカの「植民地通貨 colony currency」に関するスミスの議論を批判する²⁰⁾。スミスは、北アメリカの各政府は発行後数年たってからでなければ支払い請

- 18) 「銀行がこの時にさらされた大きな経費は、スミス博士が想像すると思われるような紙券の何らかの無分別な発行によってではなくて、通貨の品位低下の状態とその帰結である地金の高い価格によって引き起こされたのである」(Buchanan, I, 477 ; I, 355)。リカードウは、ビュキャナン版『国富論』に付されたビュキャナンの註から、この一節を含む長文を引用している (Buchanan, I, 477~8 ; I, 355~6)。引用は、2つの名詞 (Bank, Mint) の小文字から大文字への変更とコンマの挿入を除いて、ほぼ原文通りにおこなわれている。
- 19) 『原理』初版には、この「ギニー金貨を獲得すること」という語句に、以下のようなセイの『概論』(第2版) 第一篇第21章第4節および第6節からの引用注が付けられている。「政府が個々人ととり結ぶ市場および個々人がお互いにとり結ぶ市場において、一片の貨幣は、それにどのような称呼が与えられようとも、その内在的価値、すなわちその刻印の効用が付加されて価値を増加させられた内在的価値だけを受け取る」(Say, 2^eéd., t.1, 327 <472> ; I, 355)。「銀貨は、使用による摩擦や正貨の削り取りという詐欺行為によって個々の貨幣片がその価値を失ってしまうほど、非常に小さな記号である。すべての商品は、個々の貨幣片が経験した変化に比例して名目的に価格を増大させる。そしてもし政府が公正な改鑄をおこない各片を元の純度の金属に復させるならば、諸商品は、特別な事情による諸商品の価値に生じる変動がなければ、その以前の価格に戻る」(Say, 2^eéd., t.1, 345 ~ 6 <518> ; I, 355)。見られるように、セイの「内在的価値」は「地金価値」と「刻印の効用」によって構成されているが、摩擦や削り取りによって「内在的価値」が低下し諸商品の価格が「名目的」に上昇したとしても「市場において貨幣は内在的価値だけを受け取る」から、改鑄によって純度が復すれば諸商品の価格も元に戻るだろう、と言う。セイのこの把握は、「通貨磨損による地金価格高騰」を固定的にとらえるスミス=ビュキャナンの把握とは対質的と言えるだろう。「原理」初版でリカードウが引照注記した所以であろう。ところがセイは『概論』第3版で、前者についてはこの文章を含む前後2頁あまりを全面的に書き変えてしまい(後者はほぼそのまま採録) (Say, 3^eéd., t.1, 322 <472>, 341 <518>)、さらに第4版では後者も削除してしまう (Say, 4^eéd., t.1, 368 <518>)。仏語訳『原理』の当該箇所にはセイの註はない (Say, notes, 239)。リカードウは『原理』第2版で、セイへのこの注を全文削除した。尚、セイからの上掲の引用文をリカードウはかなり原文変更しているが、文意の変更はない。ただ、2つ目の文章の「名目的に」(アンダーライン部分) という語が引用に際して削除されており、そのことは、リカードウの「価格」概念を探る上で興味深い。
- 20) アメリカの各植民地政府による紙幣発行情形については、1690年の最初のマサチューセッツ紙幣やB. フランクリンの印刷業者としての関与・イギリス本国下院での陳情(1766年)等の興味深いエピソードにも触れた、ガルブレイス (Galbraith (1975) pp.59~65 : 訳 76~82頁) が好便であろう。

求ができないような政府紙幣を無利子で発行し通用させているが、利子が6%ならば15年後の100ポンドは現在の40ポンド以上には値しないのだから、これは一種の「不正行為」ではないのか、と非難した²¹⁾。これに対してリカードウは、「15年後に支払うべき100ポンドは直ちに支払われる100ポンドと等しい価値があるだろうか？」と自問し、「私は、もしそれが過剰でなければそうだと答える」と自答する (ibid.)。「植民地通貨」という政府紙幣は、「貨幣」であって利子を生む「貸付金」ではない。そもそも、「流通媒介物としての貨幣」と「利子を生む資本としての貨幣」との区別は、スミス自身の「原理」だったはずではないのか²²⁾。こうリカードウは批判する。

第3節 紙券通貨制度の形成

以上に述べた「通貨」の原理的な把握からすれば、発行紙幣の削減こそが採用されるべき政策ということになるだろう。しかし、経験の示すところによれば、国家や銀行は紙幣発行権をもったばあいにはいつでもその権力を濫用してきたのであり、紙幣発行の制限が自動的に実現するとは考えにくい。兌換を再開し、紙幣の発行を「抑制と統制 check and control」の下に置くことが必要である (ibid.)。こうしてリカードウは、「量の制限の原理」が作動するシステムの構築へと具体的に向かう。既述したマカエロクの勧めにこたえて、リカードウは『原理』第2版で、新たに『経済的で安全な通貨案』から9つのパラグラフを引用挿入する²³⁾。

1) 紙券と地金のリンク

リカードウは、通貨変動から公衆を保護し経費最小の媒介物によって流通を維持する状態を「通貨が達しうるもっとも完全な状態」と呼び、その状態に達するためには、銀行券をギ

21) 「それゆえ、実際に現金で貸し付けられた100ポンドの負債を完済するものとしてこの紙幣を受け取るようにと債務者に義務づけることは非常に乱暴な不正行為であって、多分、自由を標榜する他のどんな国の政府によっても企てられたことはほとんどなかっただろう。」(WN, II-2,326)

22) 『『地金報告書』に関する第三の書簡』(『モーニング・クロニクル』1810年9月24日号)でリカードウは、流通媒介物の額と利率を区別するスミスを次のように評価していた。「流通の水路は無限定に拡大する余地があるという私の意見の擁護において、私には、アメリカ鉱山の発見が貨幣の額を少なくとも3倍にしたに違いないという歴史的事実の権威がある。この増加した流通媒介物 circulating medium の額は、スミス博士によれば、貨幣に対する利率には何の影響ももたえなかった。私の「第二の書簡」で引照した『国富論』第二篇第四章では、利率は利潤率に依存し、利率はまた流通媒介物の名目額にはまったく無関係であることが論証されている。」(III, 150, cf. III, 143~4)

23) 『経済的で安全な通貨案』第4節「イギリスの通貨をできるだけ完全にするための方策」からの引用に際しては、コンマと the の挿入および3つの名詞 (Mint, Government, State) の小文字から大文字への変更がおこなわれただけである。

ニー金貨とでなく未鑄造の地金と交換することにすればよい、と言う。すなわち、イングランド銀行は3ポンド17シリング10 1/2ペンスに対して金1オンスをひき渡し、金1オンスを3ポンド17シリングでひき取り、そして「あまりに大きな煩雑さを与えないために」金の取り引きは20オンスを下回らないことにすればよい、と言うのである。この枠組みの中では、イングランド銀行は持ち込まれた3ポンド17シリング10 1/2ペンスの紙券と交換に金1オンスを渡さねばならぬから「紙券が地金の価値以下に低下すると必ず紙券の量の削減が続く」ことになり、他方、地金価値がどんなに低下してもイングランド銀行は金1オンスを紙券3ポンド17シリングで買い入れるのだから「地金の価値以上への紙券の上昇を防ぐ」ことができるだろう。こうリカードウは主張したのである（I,357；IV,66～7）。

もちろん、地金の自由な輸出入が認められなければならない。とはいえ、「本位地金 standard bullion」の価格によって紙券発行量を規制するという私案は貨幣価値を安定させるから、他国との地金取引そのものも減少するはずである²⁴⁾。また、イングランド銀行が今日のように造幣局の代理機関もどきの業務をおこなうのでなく「公衆に開放されて」いるのであれば、そもそも「固定された価格」を指定する必要さえないだろう。というのは、紙券と地金をリンクするという私案は、貨幣価値を地金価値から乖離させないためだけのものであって、鑄造業務が原則的におこなわれるのであれば、元来、不要な「規制」だからである（I,357～8；IV,67）。

2) システムとしての兌換制の構築

このような本位地金の価格を規準とする兌換制は、もちろんシステムとして客観的に構築されていなければならない。例えば、イングランド銀行が一方的に銀行券を削減することによって「量の制限の原理」が「気紛れに」達成されてしまうようなことは好ましくない。なるほど紙券の一方的削減によっても、紙券の価値はひき上げられ金価値は低下し金が造幣局にもち込まれて流通に貨幣が追加され、貨幣価値が低落して再び本位との一致に至るかも知れない。しかし、流通から紙券を直接ひき揚げるそのような方策よりも、流通に紙券を供与する私案の方がイングランド銀行にとって望ましく「安全に経済的に迅速に」実現されるはずだ、とリカードウは言う（I,358；IV,67～8）。

もちろん、人々が根拠のない恐怖に駆られて銀行に殺到するパニックのようなばあいは別である。「そのようなパニックに対しては、どのようなシステムでも銀行は保障をもちえな

24) 「同時に、あらゆる種類の地金の輸出と輸入に対してもっとも完全な自由 perfect liberty が与えられなければならない。これらの地金取引は、もしイングランド銀行が流通にある紙券の絶対量に注目することなく、私がしばしば述べてきた規準 criterion、すなわち本位地金の価格によって同行の貸出しと紙券発行を規制するならば、数において非常に少なくなるだろう。」（I,357～8；IV,67）

い」(I,358 ; IV,68)²⁵⁾。しかしそのような例外時はともかくとして、イングランド銀行の理事たちがどのような「統制」も受けることなく「流通を増加したり削減したりする力」をもっていることは、本来このような力は「国家それ自体にも、また国家内のどのような団体にも委ねられるべきではない」のだから、大いに問題だろう。「蓄積の増減がもっぱら発行者の意志に依存しているときには、通貨価値の均斉 uniformity への保障はありえない」からである (I,359 ; IV,69)。通貨を大幅に増加することばかりでなく、大幅に減少させることから生じる有害な結果を考えても、このような「恐ろしい優先特権 prerogative」を国家はイングランド銀行に与えるべきではなかったのである (I,360 ; IV,69)。リカードウの「規制された通貨」は、「量の制限の原理」を超絶的な「力 power」や「意志 will」によってではなく「システム system」として実現しようとするものなのである²⁶⁾。

さらにリカードウは、私案はイギリスの金融組織体制をも改善するだろうと主張する。兌換停止以前の「地方銀行」は、非常に大きな不便をかかえていた。緊急事態に備えてイングランド銀行でギニー金貨を獲得し、経費と危険をかけて輸送したこれらの準備金は「定められた用務を果たした後は再びロンドンに送り返され」、イングランド銀行に貯蔵された。「イングランド銀行券を地金で支払う」という私案は、もしイングランド銀行券を「法貨 legal tender」にするならば、「準備金」という地方銀行にとっての不便を解消しかなりの「運搬費の節約」をもたらすだろう。そしてすでに現在、地方銀行はイングランド銀行券での兌換請求に応じているのだから改めて法律変更の必要はなく、無理なく地方銀行にも拡張適用できる、と (I,360 ; IV,69 ~ 70)²⁷⁾。

25) 『地金報告書』に対する評注(1810年10月頃執筆)でもリカードウは、1797年のパニック時のH.ソートンやW.ボイドの主張を念頭に置きつつ、「イングランド銀行への正貨の取付けがあった1797年に、何人かの知識人たちによって、理事たちは割引を減少するよりはむしろ増加することによって公的信用を維持しギニー貨への需要を停止させるだろうと主張された」が、これに対して、「私は、1797年のイングランド銀行への取付けは政治的警戒と一部の人々のギニー貨退蔵への熱望から生じた、という意見をもっている」とその例外的な突発性を強調し、だからそのようなパニック時とは異なり、「イングランド銀行への正貨需要が地金の高い価格や低い為替相場から生じる」平時のばあいには「正貨需要は紙券の超過発行からだけ生じるのであり、超過分を回収することによって抑制されうるだけである」と、割引増加よりも超過紙券量の制限こそが対策の本道であることを確認している (III,364~5)。

26) この点ではバーンスタインの、「そのシステム [金本位制] は、国家の貨幣供給の管理において人間の上に金属を置いている。……/金本位制の底には、この [貨幣システムの管理という] 複雑な課題に関しては、自由市場は政策立案者よりもうまくやるという信念があった」(Bernstein (2000) p.218 : 訳 270頁) という評言は、逆の極論に陥っている。リカードウの「規制された通貨」の「システム」は、「自由市場」と同義語ではないからである。

27) 「ベンサム評注」(1811年1月頃執筆)でリカードウは、イングランド銀行券の浸透という金融システムの新しい動向に着目して、次のように述べている。「最近、地金委員会に先立つ証言で、次のことが明らかになった。すなわち、地方銀行はロンドンに国庫証券・インド証券等の預金を保持しており、必要などときにはそれと引き換えにイングランド銀行券を迅速に獲得できる。同様に次のことも証明されている。すなわち、自行自身によって発行された銀行券にたいしてなされる地方銀行の支払いは、一般的にはないがしばしば、そのロンドン支店への手形によってなされる。地方銀行券は、ロンドン通貨を獲得する目的のため以外には減多に交換されない」(III.295)。尚、イギリス金融システムの発達史については、吉川光治(1970)第一・二章を参照されたい。

3) 政府紙幣の利点

『経済的で安全な通貨案』からの長い引用を終えて、リカードウは、紙幣の“経済性”を指摘する。「非常に高価な媒介物」である金を「非常に安価な媒介物」である紙幣に代替することによって、その国は、「その金額の資本」を生産的に使用して「利潤」をひき出し「富」を増加させることができる、と²⁸⁾。

そして、この“経済性”という観点からすれば銀行紙幣よりも政府紙幣の方が望ましい、とリカードウは言う。「よく規制された紙幣」は、その発行者が政府であろうが一銀行であろうが富については等しく「生産的」であるので、「国民的見地」からはどちらでもよいのだが、しかし「諸個人の利益」という観点からはそうではない。遠征軍の装備費100万ポンドのために国家が紙幣を発行し、その100万ポンドを鑄貨に置き換えるならば「人民には何の負担もなしに装備されるだろう」が、しかしもし一銀行が100万ポンドの紙幣を発行してそれを7%で政府に貸し出すのであれば、「その国は年額7万ポンドの継続的租税を課される」ことになり、政府紙幣の方が銀行紙幣よりも、利子支払いのための租税負担を免れている分だけ人民の負担が小さくて済み、国家が100万ポンドを発行すれば「人民はその租税を節約した」ことになるからである、と(I,361~2)。

しかしながら、政府紙幣に対しては根強い不信感もある。まず、「国家」はしばしば「紙幣を発行する力」を濫用しがちであり、それに較べれば銀行家が経営する「会社」はより多く法律の統制下にあるし諸個人の地金・正貨への兌換請求権によってもチェックされうる。また、政府は「将来の保障」よりも「現在の便益」を重視しがちであり、「便宜」という口実で「抑制」を解除しがちだ、とも言われる。だが、恣意的な専制国家ならばともかく、「啓蒙された立法府をもつ自由な国」ではこれらの危惧は克服されるだろう、とリカードウは判断している。現に減債基金の委員会は立派にその職責をはたしているではないか。こうして「兌換義務 convertibility」という抑制を残した上で、任命された委員たちの管理下に紙幣発行権を置く政府紙幣が推奨される(I,362~3)²⁹⁾。

28) 「通貨は、それが全体的に紙幣から成るとき、もっとも完全な状態にある……。金の代わりに紙を使用することは、もっとも高価な媒介物の場所にもっとも安価な媒介物を置き換えることである……。紙幣の使用によって、その国の富と享楽品はともに増加する。」(I,361)

29) 政府紙幣に関するリカードウの議論は、イングランド銀行の特許更新(特許期間は1833年に満了)に対する1822年の異議申し立て(V,156,193)を経て、紙幣発行権をイングランド銀行から国立銀行に移すという『国立銀行設立試案』(1823年執筆)へと発展させられていく(cf. IV,272~4)。その基礎を与える「イングランド銀行券を鑄貨の代わりに地金で支払い可能にする」という「もっとも重要な提案」は『経済的で安全な通貨案』および『原理』第27章で展開されるのだが、スラッファは、この「提案」は1815年9月10日付のマルサス宛書簡(VI,268)で「はじめて形をなした」(IV,272)が、1814年12月24日付のセイ宛書簡(VI,165~6)にすでに構想の表明が確認される、と指摘している(cf. VI,272~4)。この点に関しては、『地金の高価格』から『国立銀行設立試案』に至る経緯を丹念に追った、大友敏明(2001)第六章も参照されたい。

4) 紙券論における謬説

また次のように言われるかも知れない。政府紙幣は、イングランド銀行から「商人たちが貨幣を借りたり手形を割り引きしたりするのを阻む」から「商業」を不利益にする、と(I,363)。この見解は、イングランド銀行が貸し出さなければ貨幣は借りられず、市場利子率と市場利潤率は貨幣の発行額と発行経路に依存するという誤った前提に立っている。イングランド銀行券があるから商業があるのではなくて、すでにある商業にイングランド銀行は対応するだけのことである。諸商品（服地・ワイン等）はそれに対する支払い手段がありさえすれば不足することがないのと同様に、確実な担保と市場利子の支払いを約束する借り手があるならば「貨幣の不足 deficiency of money」(ibid.)は生じえないのである。また、市場利子率と市場利潤率は、イングランド銀行が貸し付けようとする利率によって左右されるわけではない。貨幣に対する利子は、資本の使用によってあげうる利潤率によって左右され、その利潤率は貨幣の量または価値とはまったく無関係である³⁰⁾。むしろイングランド銀行への貨幣用立ての申し入れは、「その使用によってつくられる利潤率と、銀行が喜んで貸そうとする利率との比較 comparison に依存している」(I,364)。イングランド銀行の貸付利率が市場利子率よりも低くて借り手にとって有利ならば、割引局には借金申込者が殺到するだろうし、逆のばあいには割引局の事務員には仕事なくなるだろう (ibid.)。

そもそも、この20年間にイングランド銀行は「商業を著しく助成してきた」と揚言すること自体が、同行への賛美になるよりはむしろ非難になるはずだ。それは、特定資本への市場利子率以下での人為的貸出によって特定業者の利潤だけを「一般的で普通の利潤率」を超えて膨張させ不公正に利得させることに他ならないからである。イングランド銀行は、その性質上、この方法でしか処分しえない巨額の資金をもっているが、一部の商人のみを利する低い貸付率は、資本配分の差別的誘導を生み社会に不利益をもたらす (I,364～5)。社会の「全事業」は「資本の量」に依存するのであり、たとえ国家によって紙幣が増発されたとしても、同一量の「原材料・機械・食物・船舶等」が存在しており「取引の額」には少しの変更も起こらないはずである。だからまた、資金需要が大きくて「法律によって固定された率が市場率以下にあるようなばあいには」、たとえ法定の利子率が5%であっても、「公正な競争」の結果として6、7、8%という高い利率での貸出という事態も生じうるのである (I,365)。リカードウにおいて、貨幣貸付は資金需要の結果であり、資金需要は「貨幣の量」ではなくて「資本の量」の結果なのである。

この点に関連して、リカードウはスミスの“キャッシュ・アカウント論”に言及する。ス

30) 「イングランド銀行の貸し付けが100万ポンドであれ1000万ポンドであれ1億ポンドであれ、それが市場利子率を永続的に変更することはないだろう。それは単に、銀行がこのように発行した貨幣の価値を変更するだけである。」(I,363～4)

ミスは『国富論』第二篇第二章で、「キャッシュ・アカウント（現金勘定）」というスコットランドの「事業資金融通様式」の商人にとっての利点を論じている³¹⁾。しかし、この「キャッシュ・アカウント」は、銀行家によって顧客に与えられる一信用創造方法ではあっても新たな信用創造ではなく、また「もし全流通が100万ポンドの紙幣だけを支えるのであれば、100万ポンドだけが流通させられるだろう」から銀行家にとっても商人にとっても「真の重要性」はもたない、とリカードウは言明する（I,366）³²⁾。

第4節 本位制の問題

1) 金銀複本位制の生成

リカードウは、金銀両金属が通貨として使用されていることは「平明で単純な通貨の原理」を多くの人々の心の中で混乱させているように見えると言い、第27章の最後でかなりの紙幅を割いて“金銀複本位制”について論じている。ここで「金銀複本位制 two standards of gold and silver」（V,46）とは、金銀両通貨を「法貨」として公認し金銀の交換比率を法定する制度のことである。スミスが言うように、金貨は長い間「法貨」とみなされず、金銀比価も法定されていなかったのが金貨の評価はまったく市場に委ねられていた³³⁾。しかし、

-
- 31) 「商人が、過大取引をしなくてもある額の手許現金を必要とし、しかも割り引いてもらえる手形もない、というばあいがしばしばある。そのようなばあいに、銀行が彼の手形を割り引くのではなくスコットランドの諸銀行のような楽な条件で、その金額を彼のキャッシュ・アカウントで前貸し、彼の財貨の時々販売からあがる貨幣で少しずつ返済していくことを認めるならば、彼は時々請求に応じるために資本の一部を不使用のまま手許現金で保有する必要から完全に免れることになる。そのような請求が実際に彼に対して生じても、彼は自分のキャッシュ・アカウントで十分にそれに応じることができるのである。」（WN, II-2,304～5）
- 32) 佐藤有史は、ポイド＝ベアリング論争（1797～1801年）の中で、「商人は予備的準備を（金銭の形で）手許に保有している印象を与える」キャッシュ・アカウントについてのスミスの記述と比較して、ポイドが「預金」を重視し、「手許現金 ready money」を「一国の経済成長」に貢献させる「銀行信用」と結びつけて論じていたことに注目し、次のように評価している。「ポイドの主張はこの点ではっきりしていた。商人たちの予備的準備は預金の形で銀行に集中するのであり、銀行家はそのうちの一部を第三者の為替手形の割引に用いるのだ。さらにロンドンの銀行家たちが金庫内に預かる予備的準備は、イングランド銀行券の形をとっており、金銀はイングランド銀行の金庫に集中しているのである。こうして、予備的準備の範囲内での貸出というスミスの金紙代替の原則は、マネタリー・ベースをなすイングランド銀行券の兌換性が維持されさえすれば、確実に守られるはずなのである」（佐藤（2007）88～9頁）。「貨幣」と「資本」の範疇的区別に厳密であろうとするリカードウが、「銀行信用」に対して積極的なポイドの見解をどう評価していたか、検討してみるべきテーマだろう。
- 33) 「イングランドでは、金はそれが貨幣に鑄造されて後も長い間、法貨とはみなされなかった。金貨幣と銀貨幣の価値の間の比率はいかなる公法あるいは公告によっても固定されず、市場によって設定されるがままになっていた。もし債務者が金での支払いを申し出るならば、債権者はそのような支払いをまったく拒絶するか、あるいは彼と債務者が同意できる金の評価でそれを受け取るかの、どちらでもよかったのである。」（WN, I-5,57 ; I,366）

1717年にギニー金貨が受け取り義務の生じる法貨と宣告され、こうしてイギリスは“金銀複本位制”の時代に入ったのである³⁴⁾。

とはいえ当初は、銀の方が「本位」らしく見えた。それは、当時の会計帳簿が銀貨の単位で記帳されていたためであろう。この「慣習」によって「銀価値も金価値もそのすべての変動が金鑄貨に関連づけられ、したがってあたかも銀が不変で金だけが上下するかのように見える」(I,366)からである³⁵⁾。とはいえイギリスは、18世紀後半以後、「金単一本位制 gold standard」(V,92)に向かって次第に国内法の整備を進めていったのであった³⁶⁾。

2) 本位を決めるもの

そもそも、何が「本位」を決めるのであろうか。リカードは、それを決めるのは「債務者」(貨幣需用者)だと言う。例えば、1ギニー＝21シリングの法定の鑄造比率の下で、もし5クォータの小麦で20ギニー半の金貨に鑄造される分量の金を取得できるのに、これに対して銀はわずかに420シリング銀貨に鑄造されるだけの分量しか取得できないのであれば(つまり銀価値の方が高ければ)、債務者は債務を金貨で支払い銀貨を手元に残しておきたがるだろう。こうして金が本位となる。1ギニー＝21シリングの法定レートの下で金は過大

34) イギリスでは、1663年にチャールズ2世によって新たにギニー金貨が鑄造され、1695～97年には銀貨の「大改鑄」がおこなわれ、その上に立って1717年に当時の造幣局長であったI.ニュートンが、金1封度を44.5ギニーに、銀1封度を62シリングにそれぞれ分割し、1ギニー金貨がシリング銀貨21個に等しい(金銀比価≒15:1)と法定した(cf. WN, I-5,59～60, III,203)。1封度は12オンスだから、金1オンス＝44.5/12ギニー＝3.7083ギニー、銀1封度＝62シリングになり、こうして金1オンス＝3ポンド17シリング10 1/2ペンスという、以後200年以上にわたってイギリス通貨制度で保持されるもっとも有名な数値式が出現する。

35) 『国富論』の叙述によって補足しておこう。「すべての勘定は銀貨幣で記帳され、ほとんどすべての債務は銀貨幣で表されているから、支払いの大部分は以前のように同一量の銀貨幣でなされるが、どちらのばあいも金貨幣の非常に異なる量が要求されるだろう。……銀は金よりもその価値においてより不変に見えるだろう。銀は金の価値を尺度するよう見え、金は銀の価値を尺度するようには見えない。……しかしながらこの違いは、金貨幣よりもむしろ銀貨幣で会計を記帳し大小すべての金額を表すという慣習 custom にまったくよるものだろう」(WN, I-5,58)。尚、本稿の本文で引用した「関連づけられ be rated in」という箇所(アンダーライン部分)は、『全集』版では「評価される」と解されて、「なおまた、銀の価値ばかりでなく金の価値も、そのあらゆる変動は金貨で評価されるであろう——その結果、あたかも銀が不変であり、そしてあたかも金だけが騰落をこうむるかのように見えるであろう」(I,366)と訳出されている。しかし、もし金銀価値の変動が金鑄貨で「評価される」のであれば、金は評価の尺度となるから「金だけが騰落をこうむる」ようには見えないだろう。すべての「変動」が金貨に「関連づけられる」からこそ、銀が「不変」に見えるのである。

36) すなわち、1774年には金鑄貨の改鑄に伴って銀鑄貨での支払いが25ポンド以下に制限され(III,66)、1798年には銀鑄造禁止法によって銀鑄貨廃止の方向がさらに打ち出された(III,204)。リカードは、「金本位制は1796年と1798年の間のある時に採用された。その時期までは、金と銀が本位だった」と述べている(V,105)。対仏戦争後の1816年には銀貨を代用貨幣とみなす議会議決によって複本位制が廃止され、1817年にはギニー貨に代わって新たにソブリン貨が発行され、金貨を無制限法貨とし銀貨を40シリングまでだけ法貨とする「造幣局規定」が布告された(V,17)。そして1819年には1823年5月での現金支払い再開を内容とするピット案が採択され(V,91)、その上に立って1820年にはまず金地金との兌換が、そして1821年にはソブリン金貨との兌換が、再開されたのである(V,368～371)。

評価されており債務支払いにとって有利だからである。金銀の鑄造比率と市場比率を睨みながらより安価な債務弁済方法を選ぶ「債務者の利益」が、金を「本位」にするのである (I,367)³⁷⁾。

1797年以前に金が本位であったことも、同様に説明できる。当時、銀通貨も品位低下していたがその量が制限されていたために「通用価値 current value」は下がっておらず、債務者にとっては金鑄貨でより低廉に弁済することができたからである。金が通貨の「真の本位」になるのはこのような「実践上 in practice」の理由からである。ところが往々にして、金が本位になったのは、「造幣局標準に従う量目によらないかぎり5ポンドを超えるいかなる債務に対しても銀は法貨とはなりえない」という「法律 law」のためである、と主張されてきた。この法律は造幣局で鑄造された新しい「銀通貨」で債務を支払うことを何ら妨げてはいなかったのだから、「債務者がこの金属で支払わなかったのは、偶然事でも強制事でもなく、まったく選択の結果であった」のにもかかわらずにである (I,368)。

しかし、元来、金銀いずれが不動の「本位」であるかをあらかじめ決めておくことはできないだろう³⁸⁾。「主要な価値の標準尺度」は、「2つの金属の相対価値の変動に依存して、ある時は金であり、ある時は銀であり」、本位になっていない金属は、「鑄貨の形よりも地金の形の方がその価値がより大だから、溶解されて流通からひき揚げられる」のである。この不確定性という「不便」については、ロック以来多くの人が指摘し、対処が「望ましい」とされてきた³⁹⁾。とはいえ1816年には、「40シリングを超過する額に対しては金のみを法貨とすべし」という法律が制定され、40シリング未満の小額取引に対しては依然として銀が「本位」として用いられるとはいえ、こうしてイギリスは「金銀複本位制」から「金本位制」への移行に本格的に一步を踏み出したのであった (I,369)⁴⁰⁾。

37) 「本位」が金銀の鑄造比率と市場比率の乖差に決定基盤を有するという主張は、『ボウズンキト氏への回答』でも以下のように述べられていた。「金がこの国の価値の標準尺度 standard measure になったのは人々の気紛れな金選好から生じた、トリヴァプール卿は想定した。しかし私は、銀の金に対する市場価値が鑄造比率よりも相対的により大きくなったという事情からまったくひき起こされたということが明瞭に証明されうる、と考えている。」(III,176)

38) 『地金の高い価格』でも、次のように述べられている。「流通媒介物が2つの金属から成っているとき、どんな国にも永続的な価値の尺度は存在しない、と言われうる。なぜならば、その2つの金属はそれぞれに関して不断に価値の変動にさらされているからである。」(III,65)。

39) 「ロック氏、リヴァプール卿、そして他の多くの著述家たちはこの問題を有能に考察し、そしてこの原因から生じる通貨の弊害に対する唯一の対処策は、金属の一つだけを価値の標準尺度にすることだ、という点で同意した。ロック氏は、銀をこの目的にもっとも適正な金属とみなした。」(III,65~6)

40) よく知られているように、金銀どちらが金属として「本位」により適しているかについて、リカードウは『経済的で安全な通貨案』(1816年)では「銀は金よりも本位として好ましい」(IV,63)と述べていたが、1819年の議会証言では「私は今は金の方がより不変の金属であると思います」(V,427, cf. V,391)と述べて、本位として適当なのは銀よりも金であると意見変更した。しかしながらこのことは、リカードウが「金単一本位制」のリジッドな支持者であったことを意味するものではないだろう。金銀両金属の不断の変動性の中で金銀比価を睨みながら決断する債務者の選択行為を通して本位は決まってい

3) 本位をめぐる謬説

リカードは、「金銀複本位制」についてのスミスの謬論を批判する。すなわちスミスは、金が「本位」になるのは「貴重な金属」だからだと述べたが、これに対してリカードは、貴重であるという「固有の性質 inherent quality」が金を「本位」にするのではなくて、「債務者にとって債務を支払うのに適した媒介物」だから金が「本位」になるのであり、スミスは“金銀複本位制”の作用効果を十分に理解していなかった、と批判した⁴¹⁾。

この点では、ビュキャナンも同断である。ウィリアム王治下（1689～1702年）には新しいギニー金貨が30枚の品位低下したシリング銀貨と交換されていたのに、1774年には21枚の同様に品位低下したシリング銀貨と交換されており、これについてビュキャナンは、「ここには普通の通貨理論が何ら説明を与えていない非常に奇妙な事実があり」、「これら2つの異なった時期に通貨の状態にある大きな変化が介在したに違いない」と述べている（Buchanan, I, 65 ; I, 370）。結局ビュキャナンは、ウィリアム王治下に銀が「減価 depreciation」をこうむったのは「主要通貨 main currency」だったからであり、1774年に価値を維持していたのは「補助通貨 subsidiary currency」だったからだと、やはり通貨の性質からの説明に陥っている、とリカードは批判する（I, 370～1）。

逆である。「銀」は「主要通貨」だから「減価」したのではなくて「減価」したから「主要通貨」だったのであり、そうして「減価」は「銀貨幣量」の過多から生じたのだ、というのがリカードの見解である⁴²⁾。リカードは言う。ウィリアム王治下には、金は法貨でなく紙券通貨や銀行の働きもまだ微弱であったから恐らくすべての巨額の支払いは銀でなされ、また品位低下した銀貨幣の数量も過大であった結果として、「銀貨幣は品位低下ばかりでなく減価もしていたのである」が、これと違って1774年には、金は法貨となり銀行券もまた使用されるようになり、そして銀貨幣は品位低下していたが「流通で維持される銀貨幣の量」を超過していなかったために「減価」はしていなかったのである、と（I, 370）。2つの時期のギニー金貨の異なる状態という難問は単純に銀通貨の異なる「量」から説明できる

、というのが「本位」についてのリカードの基本的なスタンスだったのではないだろうか。M.フリードマンは“複本位制”を支持する立場から、その後の金鉱脈の発見等によってリカードの金価値不変の予測が外れたにもかかわらずイギリスが“金本位制”を継続させたのは、「一度金が本位貨幣に選ばれると金は銀よりも安定した価値があるという主張はほとんど自己実現的予測となってしまった」からだと評言している（Friedman (1992) pp.152～6, p.59 : 訳 192～6 頁、108 頁）。フリードマンの“複本位制論”については、第5節でもう一度立ち返るだろう。

41) 「スミス博士は、2つの金属を通貨として使用し、そして両者がある額の債務に対する法貨として使用することの効果 effect を十分に知っていたとは思えない。というのは、彼は、『本当のところは、鑄貨の中の異なる金属のそれぞれの価値の間にある一つの規制された比率が継続する間は、もっとも貴重な金属の価値が全鑄貨の価値を規制する』と言っているからである。」（I, 369 ; cf. WN, I -5,58）

42) 「しかしながら、減価はある通貨が補助通貨であるか主要通貨であるかに依存するのではなくて、まったくその量の超過に依存するのである。」（I, 371）

ことを、リカードウは再度強調するのである⁴³⁾。

4) 兌換制の再開に向かって

リカードウは『原理』第2版で、ビュキャナンを批判した上のパラグラフの末尾に注を付け、ローダデイルが兌換再開に反対した1818年の議会演説 (cf. VII, 265, 267) を論評している。すなわちローダデイルは、現在の金銀の相対価値は債務者にとって債務を金鑄貨でなく銀鑄貨で支払う方が有利な状態にあり、したがってもしイングランド銀行券と金が兌換されるならば金は有利に輸出されてしまい、イングランド銀行は金供給を維持するために絶えず金をプレミアム付で買い平価で売ることが余儀なくされ、だから金貨を主要通貨とする現行の「造幣局規定 Mint regulation」の下ではイングランド銀行はその銀行券を「正貨で」支払うことはできない、したがって兌換再開には反対である、と主張したのであった (I, 371)⁴⁴⁾。

これに対してリカードウは次のようにコメントしている。もし銀鑄貨で債務の大部分を支払うことができるのであれば、ローダデイルは正しい。しかし造幣局規定では、債務者は40シリングを超える債務を銀で支払うことはできないと定めてあるのだから、「流通における銀鑄貨の額」は制限されているはずである。なぜならば、もし過多の銀が鑄造されれば金に対する銀の相対的な価値が下落し、100ポンドの債務を支払うのに銀鑄貨で105ポンドが要求されるということになれば、自ずと誰も銀を受け取ろうとはしなくなるからである、と (ibid.)。リカードウは、銀鑄貨の「超過量」に対しては、①政府による直接的抑制と、②「利益の動機」による間接的抑制という「2つの抑制」方法があるが、このばあいには、「たとえ鑄造されても銀はその造幣価値では通用せずたんに市場価値で通用するにすぎない」と

43) 「私にはその困難は、2つの時期のギニー金貨の価値のこの異なる状態を、品位低下した銀通貨の流通中の異なる量に関連づけることによって by referring、非常に簡単に解決されうように思われる」(I, 370)。この主題に関しては、『地金の高い価格』でも同様に、次のように述べられている。「リヴァプール卿によって与えられた多くの理由によって、金鑄貨がほぼ1世紀間主要な価値尺度であったことが論争の余地なく証明されたと思うが、しかしこれは鑄造比率の不正確さに帰せられると、私は思う。金はあまりにも高く評価されたのであり、それゆえ、標準量目を有するどの銀も流通内に留まれないのである。／もし新しい規定がおこなわれて銀があまりにも高く評価されるか、あるいは (同じことであるが)、もし金と銀の価格の市場比率が鑄造比率より大きくなれば、そのときには金が消えて銀が本位通貨になるだろう。」(III, 66~7)

44) 『原理』第2版印刷中に受け取った1818年12月27日付のマカアロクの手紙に対して、リカードウは『原理』とほぼ同主旨の1819年1月3日付の以下のような返信を書き送っている。「ローダデイル卿は彼の演説で、そして何人かの著述家は『タイム』で、もしイングランド銀行が金で支払うならば造幣局規定の結果として金はすべてこの国から流出するだろう、ということを示そうと努力しました。40シリング以上の支払いにおいては金だけが法貨とされているにもかかわらずです。これは非常に馬鹿馬鹿しいことで、もしあなたがそうであることを示されたならば喜ばしかったことでしょう。というのは、今やこれが、正貨支払い制限の継続が擁護される口実になっているからです。」(VIII, 3)

いう②の間接的抑制が作動すると述べて、この注を結んでいる⁴⁵⁾。

第27章の最後のパラグラフで、再度リカードウは「鑄造手数料」に言及する。すなわち、「貨幣は一般に鑄造手数料の全額だけ価値を高められる」が、「貨幣の量が過度でないかぎり鑄造手数料はそれを支払う人々に何ら影響しない租税である」から「適度な鑄造手数料」には特に異存はない。しかし「紙券通貨が確立されている国では」、たとえ紙券発行者が要求に応じて正貨で兌換する義務を負っているとしても、金鑄貨への鑄造手数料はゼロである方が望ましい。なぜならば、「その銀行券と鑄貨は、紙券の流通を制限する抑制が作動するまでは、唯一の法貨である鑄貨への鑄造手数料の全額だけ減価させられうる」からである。つまり、地金価値と鑄造価値の差額分だけ紙券の過剰発行への余地が生じうるわけで、その点で、鑄貨への鑄造手数料ゼロを命じた最近の法律は適正なものだろう、と言うのである(I,371~2)。

尚、初版では本文末尾のこのパラグラフにセイへの批判注が付けられていた。すなわち、セイは「鑄造手数料」について『概論』(第2版)で、「鑄造手数料」は造幣局の業務量に応じて変動し利益も支払われるべきことを推奨している⁴⁶⁾。しかし、上で見たように、このような「規定」は地金価値をさらに一層の変動にさらすだけで有害だ、とリカードウは言う(I,372)。セイは、「政府」の「排他的な特権」を象徴する「鑄造手数料」に着眼はしているが、「鑄造手数料」が「減価」に結びつく不安定要因でもありうることにについては、あまり考慮していないようである⁴⁷⁾。

45) 「銀鑄貨の超過量 excessive quantity に対しては2つの抑制 checks がある。第一に、政府がそれ以上の鑄造を防ぐためにいつでも加えうる直接的抑制、第二に、たとえ銀が改鑄されてもその造幣局価値でなく市場価値だけでしか通用しないから造幣局に銀を持って行く利益動機に誰も誘われないこと、である。」(I,371)

46) 「政府は、製造の経費とともに利益も支払うばあいだけに個人々の地金を鑄造するだろう。この利益は、製造の排他的特権によってかなり高く押し上げられうるだろう。しかしそれは、造幣局の諸事情や流通の需要によって変動せざるをえないだろう。」(Say,2^eéd.,t.1,380 <552>; I,372)

47) セイは注46)で示した『概論』第2版(1814年)第一篇第21章第9節のこの一節を、『概論』第3版(1817年)ではそのまま採録し(Say,3^eéd.,t.1,375 <552>)、第4版(1819年)でも若干の表記上のものを除いては変更していない(Say,4^eéd.,t.1,402~3 <552>)。また、仏語訳『原理』でセイは註を付しているが、それはリカードウの批判に真正面から反論する内容にはなっていない(cf.Say,notes,267)。リカードウは、『原理』第2版(1819年)でセイへのこの批判注を削除した。こうして、『原理』初版で第27章にあったセイに関する3つの注は、すべて第2版で削除されたことになる。それは、『概論』第3版や第4版での記述変更や仏語訳『原理』でのセイの註に個別的に反応したためというよりも、リカードウの1818年12月頃からのセイ評価の変化に起因すると考えた方がよいだろう。セイとリカードウの理論的交流の経緯とセイ評価の変遷については、拙著(2006)121、139頁を参照せよ。尚、『原理』初版刊行(1817年4月)後のリカードウのセイ研究の足跡を補記しておけば、1817年9月にリカードウはセイの『概論』第3版を入手しており(VII,166、168、186)、仏語訳『原理』の入手は『原理』第2版の準備を開始(1818年11月)した時期の12月(VII,361、362、370、371、375、378~9)、また『概論』第4版は『原理』第2版刊行(1819年2月)後の10月にセイから贈られている(VIII,136)。

第5節 小括——第27章の理論的考察

以上、『原理』第27章を読んできた。兌換を再開し、イングランド銀行券を金地金とリンクすることによって紙券の過剰発行を抑えるという「よく規制された紙幣 well regulated paper money」(I, 361, 365)を、リカードウは提言している。それを支える「通貨の原理」については、第27章冒頭諸パラグラフの主語(「金銀」「貨幣」「流通」「国家」)を単純に抜き出してあげれば、その概要は推測できるだろう。そこでは、「金銀の価値」は「労働」に規定され、「貨幣の量」は「貨幣の価値」に依存し、「流通」は「貨幣」の世界的移動と連動し、「国家」の「鑄造手数料」は紙券流通に根拠を与えるという諸命題が、凝縮的に書き記されていた。前節までの解説を踏まえて、本節ではもう一度第27章全体を俯瞰し、『原理』の他諸章やスミスとの関連も視野に入れつつ、浮かび上がってくるいくつかの理論問題を分析してみることにしよう。

1) 「流通の一般的媒介物」としての貨幣

リカードウの通貨論がスミス理論の批判的継承であることについては、今さら言うまでもあるまい。スミスは、一国の貴金属の量は、①その国の経済状態(購買力・産業状態・生産物量)、②鉱山豊度、という2つの原因に依存すると述べている⁴⁸⁾。一国の金銀量は、世界レベルで与えられる鉱山の豊度およびその国の経済力という2つの「労働」生産性の相関で決まる、と言うのである。このうち、鉱山豊度は金銀の価値に直接的に結びついているが、経済状態は他国の経済状態との相対比較であるから、必ずしも金銀価値に直結しない⁴⁹⁾。価値規定上のこの不揃いに関するリカードウのさらに立ち入った定義づけについてはすぐ後で述べることにして、ともかく、こうしてある国のある時点において金銀に対する一定の“流通必要量”が形成され、スミスはそれに「流通の水路」という表現を与えて、それを超える貨幣は溢れ出て、溢れ出た貨幣は海外に送り出されるだろう、と言っている⁵⁰⁾。だか

48) 「あらゆる国の貴金属の量は2つの異なった事情に依存するように思われる。第一に、その国の購買力、その国の産業の状態、その国の土地および労働の年々の生産物の量。……第二に、ある特定の時期にこれらの金属をたまたま商業世界に供給している鉱山が豊かか貧しいか。」(WN, I-11, 253)

49) 「貴金属の量はどんな国でも2つの異なる原因から増加しうる。第一に貴金属を供給する鉱山の増加する豊富から、第二に人々の増加する富、すなわち人々の年々の労働の増加する生産物からである。この原因の第一は貴金属の価値の減少に疑いなく結びついているが、第二は結びついていない。」(WN, I-11, 207)

50) 「流通の水路 channel of circulation (もしそのような表現が許されるならば)は、以前とまさに同じままだろう。私たちは100万ポンドを、この水路を満たすのに十分であると想定した。したがってこの額を超えてこの水路に注がれたものは、すべてそこを流れることはできず、溢れ出る overflow に違いない。……しかしこの「溢れ出た」額は、国内の流通では使用されえなくても、いたずらに遊休させておくにはあまりに貴重である。それゆえ、国内では見いだせない有利な用途を求めて、海外に送られるだろう。」(WN, II-2, 293~4)

ら、紙幣の追加によって全通貨量が増大させられてもその分だけ金銀が流通からひき揚げられて海外に運び去られるわけで、こうしてスミスにおいては、通貨量の増加が通貨価値を減少させるという“貨幣数量説”は、明快に否定されたのであった⁵¹⁾。

リカードウは、このようなスミスの“金銀の国際的分配論”を基本的に継承する。2つの原因（その国の経済状態と鉱山豊度）によって一国の金銀量は動態的に決まる、とリカードウも考える。但し、同時に、貨幣としての金銀が諸国間の交換の「一般的媒介物」であるという規定もまたつけ加えられる⁵²⁾。すなわち、「一国内で諸商品の相対的価値を規制するのと同じ法則が、二国ないしそれ以上の国々の間で交換される諸商品の相対的価値を規制するわけではない」（I,133）のであり、だから例えば、「資本と人口がイングランドから利潤のより高いオランダ、スペイン、ロシアに必ず動く、ということにはならない」（I,134）と、諸国間では資本と労働の移動によってではなくもっぱら金銀の移動によって経済調整がおこなわれることを、リカードウは強調するのである⁵³⁾。

リカードウのこの立論は、“一国経済”という概念のより厳密な定義につながっていく。諸国間を移動する金銀は各国の貨幣量と貨幣価値を変動させ、商品価格水準の変動を通じて各国の産業構造を比較優位に徐々にシフトさせていくだろう。しかし、例えばある国が金銀の輸出禁止や穀物の輸入制限のような政策を採用するならば、それに照応した貨幣移動がやはり生じるはずである。つまり貨幣移動は確かに経済状態の結果なのだが、同時にまた政策的に先取りされたある特定の経済状態の結果でもありうるのである。「一般的媒介物」としての金銀の諸国間移動という概念の提示によって、リカードウは特殊な経済政策によって偏倚させられた産業構造を腑分けする批判的視点を確保したのである。

確かにスミスもまた、金銀流出規制政策をダムに喩えて、ダムの内側では「土地と労働の年々の生産物」に対する「金銀の量」の比率が高められる、と言った⁵⁴⁾。リカードウはこれを一歩進めて、金銀流出規制によって政策的に増大させられた一国内（ダムの内側）での

51) 「紙幣の増加は、量を増大してその結果全通貨の価値を減少させることによって、必然的に諸商品の貨幣価格を増大する、と言われてきた。しかし、通貨から取り去られる金銀の量は通貨に付け加えられる紙券の量に常に等しいので、紙幣は全通貨の量を必ずしも増加しない」（WN,II-2,324）。尚、この点に関しては、佐藤有史（2002）が的確な解釈を提出している。

52) 「貨幣は、外国から獲得される商品であること、すべての文明諸国間の交換の一般的媒介物であること、そしてまた商業と機械におけるあらゆる改善や増加する人口向けの食物と必需品を獲得する困難の増大とともに変化する割合でこれら諸国の間に分配されることから、止むことのない変動をこうむっている。」（I,48）

53) 「金と銀が流通の一般的媒介物に選ばれているので、金銀は商業競争を通じて、もし金銀が存在せず、諸国間貿易が純粋に物物貿易ならば生じるであろう自然的交易に自らを調節するような割合で、世界の諸国間に分配されるのである。」（I,137）

54) 「ダムを築いて水流をせき止めても、ダムが満水になれば、それ以上の水はあたかもダムが全然ないかのようにダムを越えて流れるに違いない。スペインとポルトガルの金銀輸出の禁止も、両国が用いる以上の量の金銀をひき留めておくことはできない。……しかしながら、ダムの外側より内側の方が水が常に深いように、これらの制限がスペインとポルトガルにひき留めておく金銀の量は、土地と労働の年々の生産物との比率において、他国で見られるよりも大きいに違いない。」（WN,IV-5,511～2）

操作された貨幣量を問題にするのである。そこには、“一国経済”を“世界経済”から分離させる「国家」という障壁の存在が感知されている。こうして、「国家」による「貨幣量」と「貨幣価値」の修正という問題に、真正面から光が当てられることになる。

2) 国家・鑄造手数料・紙券

「国家」が「貨幣量」と「貨幣価値」に介入するのは、対外的な金銀移動規制によってだけではない。「悪鑄」による地金量の削減は、「貨幣価値」と「貨幣量」に国内的な作用を及ぼすだろう。周知のように中世ヨーロッパの諸国家は、磨耗や削り取りによって品位の低下した鑄貨を称呼価値で通用させ、「鑄造手数料」を徴収することによって国家財政の危機を乗り越えようとしてきた⁵⁵⁾。

「鑄造手数料」の徴収は、次のようにしておこなわれる。例えば、ある国の国際的に分配された金量が10 t (1000万g)で、流通に必要な通貨額が100万ポンドであるとしよう。国家は、この10 tの金を100万個に分割して金10 gを含有する金貨を100万枚鑄造し、布告によってこの金貨での租税支払い義務を命じ100万ポンドとして流通させることができる。そのばあいには、金量10 tの金貨が流通必要額100万ポンドのために余さずすべて流通しているから鑄造手数料は生じない。しかしその国は、10 tの金のうち5 tだけを100万個に分割して金5 gを含有する品位50%の金貨を100万枚鑄造し、100万ポンドと称して流通させることもできる。このばあいには、流通内鑄貨のうち削り取られた5 tの金が鑄造手数料として国庫に収納されることになる。さらにその国は、品位50%のこの悪貨を100万枚でなく50万枚だけ鑄造し、100万ポンドとして流通させることもできる。そのばあいには、流通外の金5 tと流通内の金5 tの半分2.5 t、合計で7.5 tの金が鑄造手数料になる。さらにまたその国が品位50%の金貨を200万枚鑄造するならば、そのばあいには10 tの金すべてが使用されるために鑄造手数料はゼロになるだろう。鑄造手数料は、鑄貨の品位低下と流通量に規定されて、このような動きを示すのである⁵⁶⁾。

55) ヘンリー8世の治世末期において、悪鑄は修道院の富とともに財政建て直しの2大源泉であった (Trevelyan (1944) p.106: 訳92頁)。また以下のようにクーリッシュは、15世紀末から18世紀半ばにかけてのフランス鑄貨の品位低下は10倍近くにも達した、と記している。「概してフランスでは18世紀半ばまで、さまざまな財政的な鑄貨操作がひき続きおこなわれた。……銀1マルクから15世紀末には10リーブル(トゥールノア)が鑄造されたが、16世紀初めにはすでに12.5リーブル、16世紀末には17リーブル、100年後には29リーブル、18世紀初め(1713年)には43リーブル、1720年には実に98リーブルが鑄造された。」(Kulischer (1929) S.339: 訳17頁)

56) 簡単に数式表現を与えておこう。鑄造手数料を Sgn 、一国に分配された総金量を G 、金貨の品位度合いを δ 、流通必要額を M 、実際に流通している通貨額を M_c 、流通充足度合い (M_c/M) を μ 、鑄造手数料の課徴率 (Sgn/G) を ψ とする。鑄造手数料は、総金量のうち、流通外に留め置かれた金量と流通内鑄貨の品位低下分の和として、1) のように書き表すことができるだろう。他方また、鑄造手数料は、国家が課徴する総金量の一定割合として、2) のように表すこともできる。1) と2) より3) が導かれ、そしてその整理式4) より、鑄貨額 (μ) が品位 (δ) と鑄造手数料 (ψ) に規定されていることが分かるだろう。

$$\begin{aligned} Sgn &= (1-\mu) \times G + \mu (1-\delta) \times G \\ &= (1-\delta\mu) \times G && \dots \dots 1) \\ Sgn &= \psi \cdot G && \dots \dots 2) \\ \psi \cdot G &= (1-\delta\mu) \times G && \dots \dots 3) \\ \mu &= (1-\psi) / \delta && \dots \dots 4) \end{aligned}$$

リカードウが興味深いのは、「紙券」をこの「鑄造手数料」と結びつけて概念把握しようとしたことである。確かに、削り取りによって品位の落ちた悪鑄が称呼価値で流通し鑄造手数料をもたらずことと、地金をまったく含まない紙券が称呼価値で流通することとの間には、形式上の同等性が認められる。紙券はいわば究極の悪鑄であり、「悪鑄」によって鑄造手数料を徴集する「国家」の名目的権力が、「紙券」を内在的価値ゼロにもかかわらず通貨価値で流通させるのである。こうして、金と鑄貨を関連づけていた金1オンス=3ポンド17シリング10 1/2ペンスといういわば自然的レートが、紙券に対しても観念的に援用されることになる。この想像上のレートは「任意の価格」であってよいのだが (cf. I, 357)、ともかく何らかのレートが設定され兌換がおこなわれるとき、紙券は発券量に対して固有の規定性を帯びることになる⁵⁷⁾。

スミスは、紙券発行によって「流通の水路」を溢れ出た金銀は自ずと海外に送られるから、紙券価値の低下は金銀価値を下落させることはなく、「金銀の価値」と「諸商品の価値」の比率は「金銀を市場にもたらすのに必要な労働量」と「諸財貨を市場にもたらすのに必要な労働量」の比率に依存し紙券量に左右されることはない、と述べた⁵⁸⁾。リカードウはこれを一步進めて、紙券流通によって鑄貨がすでに「流通の水路」から溢れ出て紙券に「減価」が生じている事態を問題の中心に据えるのである。そもそも紙券は、鑄貨と違って金属をまったく含んでいないから数量調節が単純で、「安全」で「安価」な通貨としては最適な貨幣

57) 国家による紙券と金の関係設定は、紙券の内に発券調整機能を植え付ける。いま、金とポンドのレートが π に設定されたとすれば、金量 G と流通必要額 M は π を介して5)のように関係づけられる。5)を前注の3)に代入すれば6)とその整理式7)が得られる。7)は4)と同式であるが、紙券のばあいには、式中の δ に π が関与してくる。なぜならば、紙券における品位低下とはポンド券の「減価」を意味し、減価は8)のように、ポンドの実勢価格 ρ の法定価格 π からの乖離度合いによって測定される、と考えることができるからである。例えば、 π を金1オンス=4ポンドに設定したとして、もし ρ が3ポンド10シリングならば紙券は12.5%のポンド高になっているから $\delta = 1.125$ が、また ρ が4ポンド10シリングならば紙券は12.5%のポンド安になっているから $\delta = 0.875$ が得られるだろう。これらを7)に代入すれば、鑄造手数料を例えば $\psi = 0.1$ として、前者のばあいは $\mu = 0.8$ 、後者のばあいは $\mu = 1.03$ が得られ、 $\mu = 1$ を指標とする発券調整へと結びついていく。 π の設定は、紙券と金の単に名目的なレート設定以上のものをもたらすのである。

$$G = \pi \cdot M \quad \dots \dots 5)$$

$$\psi \cdot \pi \cdot M = (1 - \delta \mu) \cdot \pi \cdot M \quad \dots \dots 6)$$

$$\mu = (1 - \psi) / \delta \quad \dots \dots 7)$$

$$\delta = 1 - (\rho - \pi) / \pi \quad \dots \dots 8)$$

58) 「紙券通貨が金銀鑄貨の価値以下に低下したからといって、これら金属の価値が下落したり、それらの等量を他の何らかの種類の財貨のより少量と交換させたりはしない。金銀の価値とある他の財貨の価値との比率は、どんなばあいにも、ある特定の国で流通している特定の紙幣の性質や量に左右されるのではなく、たまたまある特定の時期に商業世界という大市場にこれらの金属を供給している鉱山が豊かか貧しいかということに左右されるのである。それは、一定量の金銀を市場にもたらすのに必要な労働量と一定量の他の種類の財貨をそこにもたらすのに必要な労働量との比率に依存しているのである。」(WN, II-2,328~9)

素材のはずである⁵⁹⁾。紙券と金との仮構的な等置とそのレートにもとづく兌換は紙券のこのメリットを十全に発揮させる、とリカードウは考える。

3) リカードウにおける「法」と「経済」

とはいえ、リカードウの「よく規制された紙幣」は、紙券過剰を上からの実際の裁量によって超絶的に削減しようとするものでなく、兌換レートというルールによっていわばシステムの的に規制しようとするものである⁶⁰⁾。そのようなリカードウの政策志向には、政府当局やイングランド銀行に対する不信感や権力への危惧が作用していたことは確かである (cf. I, 356, 359 ~ 60, 362)。また「気まぐれ」な「力」による一方的削減は一方的増加にすぐに反転してしまうという事態の推移への洞察も、そこにはあったことだろう (cf. I, 358)。しかし、紙券と地金価値のリンクというリカードウの政策提言には、単に“裁量かルールか”という地平を越えて、“法”と“経済”をめぐる独特の理論視座を観察することができる⁶¹⁾。

リカードウは、“経済事象”と“経済主体”の不即不離の関係を随所で叙述展開している。例えば、銀行の貸付利率が市場利率よりも低ければ「借金申込者」が増えるし高ければ減るだろう、と言う (cf. I, 363 ~ 4)。また、金の銀に対する市場比率が鑄造比率よりも低ければ、「債務者」は銀を手元に置きたがり金で支払おうとするから金が「本位」になる、

59) 「紙券が金属流通に勝る利点のうち、商業や一時的事情の欲求が必要とするのに応じてその量を容易に変更できることが……挙げられよう。これによって貨幣を均質的な価値に維持するという望ましい目的が、……安全で安価に達成されるのである。」(IV, 55)

60) 水田健はA.センにも触れつつ、リカードウ経済学は単純な「原理主義」でなく達成された帰結から判断する実際性を抱懐した「帰結主義」であり、そのことは、例えば穀物法撤廃法案に際しての「漸進主義」がかえって自由貿易の恒久的確立の保障につながるといった点にも確認することができる、と述べている (水田 (2004) 50~1頁, 54~5頁)。結果を求める経済“政策”の「漸進主義」が実際的な「帰結主義」であることは分かる。しかし経済“理論”における「帰結主義」とは何を意味するのだろうか。さらに立ち入った検討が必要だろう。

61) 野口旭は、リカードウの独自性は経済社会に安定性をもたらす「経済法則」への透徹した把握に存すると押さえ、そしてリカードウは、貨幣経済がもち込む不安定性に対しては経済社会の外側からの「人為的な裁量」によってでなく「機械的・非人為的なルール」による克服を図った、と述べている (野口旭 (1993) 85頁, 102頁, 103頁)。しかし、リカードウにおける“裁量”と“ルール”の理論枠は、国家レベルと個人レベルの二層に分けて把握した方がよいだろう (下図参照)。国家が恣意 (人為) としてでなく法則 (自然) として定立する“ルール”は、単に経済 (市場) 法則に還元されるものではなく、選択の際に諸個人の“裁量”に委ねられる参照規準としての外的規制であり、社会決定は、法の外在的な“ルール”と経済的諸個人の内面的な“裁量”との分節的な接続構造として展開していく他ないものではないだろうか。

	裁 量	ル ー ル
国家 (法)	恣意 (人為)	法則 (自然)
個人 (経済)	選択 (自由)	規制 (服従)

と言う (cf. I, 367)。ここには、経済事象は経済主体の行動を通してはじめて顕現してくるのであり、経済主体は外的に与えられた何らかの規準を手掛かりにして合理的選択をおこなう、という基本的な認識視座を読み取ることができる。もちろん、市場利子率と市場利潤率のような経済事象が銀行の貸付率や鑄造比率を規定するのであって、その逆ではない。しかし、銀行の貸付率が提示されたときにはじめて「借金申込者」は市場利子率との比較で借入れの選択をおこなうことができるわけだし、また、「法定」の鑄造比率が与えられてはじめて「債務者」は市場比率との比較から「本位」の選択をおこなうことができるのである⁶²⁾。

紙券と地金のリンクというリカードウの「よく規制された紙幣」の提案にも、同様の認識視座を確認することができる。地金価値の鑄貨価値以上への高騰という経済事象の下では、高い地金をひき取って安い鑄貨をひき渡すイングランド銀行に損失が生じ、また銀行券保持者にはこれと正反対のプロセスを通して利潤が発生する、と言われる。しかし、銀行券との兌換を地金に一元化するならば、レートの設定によって経済主体の合理的選択に「規準」(cf. I, 357) が与えられ、その行動を通じて損失や利潤の発生基盤そのものが消失してしまうだろう、とリカードウは考えている。

「法」には、「規制」的な側面と「指導」的な側面がある。もちろん「法」は、しばしば「経済」主体に対して抑圧的に作用する。しかし、所与の「慣習」を組み替える不断の「法」形成努力の中には、経済主体の能力を引き出し活性化させる積極要因が胚胎しているかも知れない。リカードウの「規制された通貨」の提案は、「市場」という経済事象の中にとかく埋没して見失われがちな「法」の指導的“高み”への理論感覚を、改めて想起させしてくれるのである。

62) フリードマンは、金銀の法定比率 (16 対 1) を安定させる役割が 1873 年以降フランスからアメリカに移行しつつあったという国際通貨の動向も踏まえつつ、1865~1914 年のアメリカの物価水準を金本位制のばあいと金銀複本位制のばあいについて試算し、「複本位制 (実質的には銀本位制) は金本位制にしたばあいよりもかなり安定した価格水準をもたらすだろう」(Friedman (1992) p.76:訳 102 頁) と結論づけている。しかしその主張は、本来本位でありえなはずの銀の市場価格で測定された物価水準がより「安定」的な数値を示すと述べたにすぎず、そのままでは複本位制支持の論拠とはなりえないだろう。フリードマンは「複本位制」を、「政府の公約で、法貨として指定された貨幣の固定価格で金銀を買うこと」(Friedman (1992) p.127:訳 166 頁) とだけ定義しているが、「本位」を金銀の鑄造比率と市場比率の相関性においてとらえ、したがって鑄造比率を「法」的にどこに設定するかが本質的な要件になってくるリカードウ“本位論”との理論的種差が指摘されねばなるまい。

参考文献

- Ricardo, D. (1951~73) *The Works and Correspondence of David Ricardo*, 11 vols., edited by P. Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, Cambridge: Cambridge University Press (『リカードウ全集』刊行委員会訳『デイヴィッド・リカードウ全集』(全11巻) 雄松堂、1969~1999年) .
- Ricardo, D. (1819) *Des principes de l'économie politique, et de l'impôt*, par David Ricardo, 2 vols., traduit de l'anglais par F. S. Constancio, avec des notes explicatives et critiques, par Jean-Baptiste Say; T. P. Aillaud.
- Smith, A. (1976 [1776]) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 2 vols., edited by R. H. Campbell and A. S. Skinner, Oxford University Press (大河内一男監訳『国富論』Ⅰ~Ⅲ、中央公論社、1978年) .
- Smith, A. (1814) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 3 vols., edited by D. Buchanan, London.
- Say, J.-B. (1814) *Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses*, 2^e édit., 2 vols., Paris, Antoine-Augustin Renouard.
- Say, J.-B. (1817) *Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses*, 3^e édit., 2 vols., Paris, Deterville.
- Say, J.-B. (1819) *Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses*, 4^e édit., 2 vols., Paris, Deterville.,
- Say, J.-B. (2006) *Oeuvres complètes*, vol. I, 2 vols., Economica.
- Kulischer, J. (1929) *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, Zweiter Band, München und Berlin (松田智雄監訳『ヨーロッパ近世経済史Ⅱ』東洋経済新報社、1983年) .
- Trevelyan, G. M. (1944) *English Social History: A Survey of Six Centuries Chaucer to Queen Victoria*, London, Longmans (藤原浩・松浦高嶺訳『イギリス社会史Ⅰ』みすず書房、1971年) .
- Feavearyear, A. (1963) *The Pound Sterling: A History of English Money*, 2nd edn., revised by V. Morgan, Oxford: Clarendon Press (一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳『ポンド・スターリング——イギリス貨幣史——』新評論、1984年) .
- Galbraith, J. K. (1975) *Money: Whence It Come, Where It Went*, New York, Penguin Books (都留重人監訳『マネー』TBSブリタニカ、1976年) .
- Friedman, M. (1992) *Money Mischief: Episode in Monetary History*, San Diego/New York/London, Harcourt Brace & Company (斎藤精一郎訳『貨幣の悪戯』三田出版会、1993年) .
- Bernstein, P. L. (2000) *The Power of Gold: The History of an Obsession*, New York, J. Wiley & Sons, Inc. (鈴木主税訳『ゴールド』日本経済新聞社、2001年) .
- 新井栄二 (1998) 「リカードウにおける労働価値論と貨幣数量説」(『社会科学論集 [埼玉大学]』第93号) .
- 大友敏明 (2001) 『信用理論史』(慶應義塾大学出版会) .
- 佐藤滋正 (2006) 『リカードウ価格論の研究』(八千代出版) .
- 佐藤有史 (2002) 「アダム・スミスと正貨流出入メカニズム」(大友敏明・池田幸弘・佐藤有史編『経済思想にみる貨幣と金融』三嶺書房所収) .
- 佐藤有史 (2007) 「ボイド=ベアリング論争(1797~1801)——地金論争の源流とその余波——」(『湘南工科大学紀要』第41巻第1号) .
- 千賀重義 (1993) 「『管理貨幣』をめぐるリカードウとケインズ」(『横浜市立大学論叢』(社会科学系列) 第44巻第1・2・3合併号) .
- 中村廣治 (1999) 「リカードウ『地金案』考」(『熊本学園大学経済論集』第5巻第3・4合併号) .
- 中村廣治 (2002~3) 「『リカードウ評伝』の試み——生涯・学説・活動——(4)~(8)」(『エコノミクス [九州産業大学]』第6巻第4号、第7巻第1号、第2号、第3号、第4号) .
- 野口旭 (1993) 「リカードウ体系における均衡と変動」(平井俊顕・深貝保則編著『市場社会の検証——スミスからケインズまで——』ミネルヴァ書房所収) .
- 水田健 (2004) 「経済政策と経済自由主義——リカードウ国際経済論の場合——」(『研究年報経済学 [東北大学]』第65巻第3号) .
- 吉川光治 (1970) 『イギリス金本位制の歴史と理論』(勁草書房) .